

2019年7月16日

各 位

株式会社 北日本銀行

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた 預金規定等改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

株式会社北日本銀行（頭取：柴田克洋）では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策のため、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、各種預金規定を2019年10月1日（火）から改定いたします。

改定後の新规定は、改定前からお取引いただいているお客様にも適用されます。

これに基づき、新規取引開始時に加え、既にお取引のあるお客様においてもお取引の内容や状況等に応じ、お客様のお取引の目的やお客様に関する情報等を窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。また、確認にあたっては、各種資料等のご提示をお願いする場合があります。なお、弊行が求める確認や資料の提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。

記

1. 改定となる預金規定等

- 総合口座取引規定
- 普通預金貯蓄預金共通規定
- 通知預金規定
- 期日指定、自由金利、変動金利、据置型定期預金共通規定
- 積立定期・積立式定期預金共通規定
- 定期積金規定
- 財産形成年金預金個別規定
- 財産形成住宅預金個別規定
- 財産形成期日指定定期預金個別規定
- 財産形成積立定期預金個別規定
- 納税準備預金規定
- 譲渡性預金規定
- 当座勘定規定（一般用）
- 外貨普通預金規定
- 外貨定期預金規定

2. 主な改定内容

以下の条項を新設・追加いたします。

普通預金規定以外の規定においても同じような改定を行います。

< 普通預金貯蓄預金共通規定抜粋 >

「取引の制限等」条項を新設

1 1. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届けてください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

「解約等」条項を一部追加・変更

(※下線部が追加・変更箇所)

1 2. (解約等)

- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

- ④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
- ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑥ 前条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されない場合
- ⑦ 上記①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合

3. 改訂日

2019年10月1日（火）

以 上

[本件に関するお問い合わせ先]

事務システム部（担当：高橋、滝川）

TEL：019-653-1111（代表）